

令和5年度の入学者選抜から(令和4年4月時点の中学3年生から)

広島県の公立高等学校の入試制度が変わります!



広島県では、令和5年2～3月に実施される公立高等学校入学者選抜から制度が大きく変わります。選抜制度を改善する理由や、主な変更点などについて紹介します。

広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力

自己を認識する力



自分は何が好きなのか、自分はどういう人間なのかなど、自分自身のことを理解することができる力

自分の人生を選択する力



自分の夢や目標、やりたいことなどについて、自分で考え選択し、自分の意志で決めることができる力

表現する力



自分自身のこと、自分の考えや思いを、相手に理解してもらえるように工夫しながら伝えることができる力

新制度の4つのポイント

①主体的に志望校を選択

受検生がより一層主体的に志望校を選べるように、全ての高等学校で入学者選抜実施内容シートを作成します。教育目標や入学者受入方針、実施内容(実施する検査の項目や配点)などを事前に公表します。

②調査書を簡素化

受検生が通う中学校の校長が作成する調査書に記載する内容を、選抜に必要な項目(志望校・氏名・性別・学習の記録(評定))のみとします。

③入学者選抜に係る期間を短縮

「選抜(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)」を「一次選抜・二次選抜」の2回とします。なお一次選抜では、「一般枠による選抜」と、学校・学科の特色に応じて実施する「特色枠による選抜」の2通りがあります。

④受検生全員に「自己表現」を実施

「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているかをみるために実施します(詳しくは右ページ)。



選抜の方法と配点の比重

以下の内容は、全ての学校・学科で実施する「一次選抜」の「一般枠による選抜」のものです。「特色枠による選抜」の内容は、学校・学科ごとに異なりますので、必ず入学者選抜実施内容シートで確認してください。

学力検査

- ・配点は、国語・社会・数学・理科・外国語(英語)の5教科×50点
- ・特定の教科の配点を他の教科より高くする傾斜配点もあり

調査書

- ・中学校の校長が作成し、受検する高等学校へ提出

- ・中学校3年間の「学習の記録」は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語の9教科を5段階で評定
- ・「学習の記録」の学年間の比重は、第1学年：第2学年：第3学年=1：1：3

自己表現

- ・自分自身のこと(得意なことやこれまで取り組んできたことなど)や高等学校に入学した



後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現する

- ・受検生は全員、受検会場で「自己表現カード」を作成。翌日、面談方式で実施

独自検査

- ・学科やコースによっては、特色に応じて実技検査や作文などの独自検査を実施する場合あり



自己表現 Q & A



自分自身のことや、高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現する「自己表現」に関し、生徒や保護者からよく尋ねられる質問についてお答えします。

Q1 「自己表現」は、どのような流れで行われるのですか

A 第1日の各検査場で、「自己表現カード」を作成します。翌日、面談方式で実施します。自己表現5分、質問・回答3分、入退室2分を目安として、合計10分以内での検査となります。

Q2 評価について教えてください

A 評価の観点は「自己を認識する力」「自分の人生を選択する力」「表現する力」の3つです。評定は4点を基準とし、観点ごとに「十分に満足できる状況」が5点、「おおむね満足できる状況」が4点、「努力を要する状況」が3点のいずれかで評価します。検査官からの質問に対する受検者の回答も評価に含まれます。

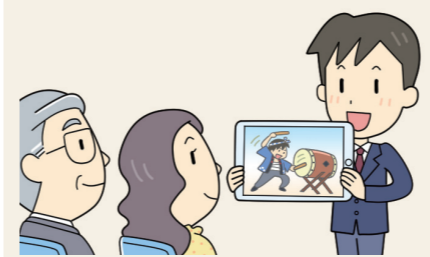
Q3 人前で話すことが苦手です。「自己表現」で不利にならないですか

A 話すことが苦手なことで、直接不利になることはありません。「自己表現」では、自分の作品や賞状などを持ち込むことも可能ですので、言葉や方法を工夫しながら自分自身のことを表現してください。



Q4 歌や楽器の演奏をしても良いですが、タブレットなどは使用できますか

A 可能です。ただし、大きな音が出るなど、他の受検生に影響を及ぼす恐れがある場合には、事前に撮影した動画や写真等をタブレット等で提示する等工夫をしてみてください。



Q5 持ち込んではいけないものや使用してはいけないものはありますか

A 一人で手に持って検査場内に持ち込めないもの、管理上問題があるものや安全面に問題があるものは使用できません。また、黒板やホワイトボード、コンセントなど検査会場の備品等は原則使用できません。



Q6 「自己表現カード」は、評価の対象になりますか

A 表現する内容を自分自身で整理するためのもので、文章がうまく書けているとか、字がきれいとか、文字数の多さなど、自己表現カード自体を評価するものではありません。書く必要がない人は書かなくてもかまいません。また、必ずしも記入した通りに表現する必要はありません。



教育長の 平川理恵です



中学生の皆さんへ

「自己表現」は、自分自身のことについて、自分で選んだ言葉や方法で表現するものです。また、これまで先生が調査書に記載していた特別活動の記録や、スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録などを、皆さんが自分自身でアピールすることにしています。活動の実績そのものを評価する訳ではありませんので、皆さんの夢や目標を大切にしながら「自分らしい」中学校生活を送ってください。

先生や友達に何でも話すことができ、相談できる安全で安心な学校生活の中で、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」を身に付けることができると思います。

詳しくはこちらをチェック!

「自己表現」の試行事例や評価の在り方、自己表現カード、Q&Aなどを広島県教育委員会ホームページで公表しています。



広島県 入学者選抜制度 検索